

○財務省告示第二百二十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年三月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法
利付国庫債券（三十年）（第二十 一回、第二十二回、第二十三回、 第二十五回、第二十六回、第二 十九回、第三十回、第三十一回、 第三十二回、第三十七回、第四 十一回、第四十五回、第四十六 回及び第四十八回）及び利付国 庫債券（四十年）（第四回、第五 回、第六回及び第七回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。				

六	七	八	九	十	十一	十二	十四
発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日	利率 経過 の 払込み	子利
額内金額で二千九百九十七億円	三千九百六十九億三千七百五	五万円	振替法の規定による振替口座簿	平成十八年三月七日	出た金額	募入金決定の通り （別表のとおり） （別表のとおり） の払込額を払込期日に	第十号に規定する発行日後の各
$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$							
<p>の額／子に日 の利率／子に日 の金額の前の利 の債権の第十号 の象国債から日 の発行日が発行 の発行期日は、 の発行期日は、</p>							
<p>第十号に規定する発行日後の各 に、各象国債の支払期にお う算式によらば、算出た金額を、 の式に、各象国債の支払期にお う算式によらば、算出た金額を、</p>							

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額 （額面金額）
利付国庫債券 （第三十一年一回）	二・三%	平成十二年四月二十七日	百二億円
利付国庫債券 （第三十二年一回）	二・五%	平成十三年四月二十八日	六億円
利付国庫債券 （第三十三年一回）	二・五%	平成十四年四月二十八日	四百八十九億円
利付国庫債券 （第三十四年一回）	二・三%	平成十五年四月二十八日	百五十億円

（別表）

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行対
二十 象国債の
元利金支
払場所
入札参加
者
払込期日

（別表のとおり）
額面金額につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成二十
八年三月三日付で日本証券業協
会が発表した公社債店頭売買参
考統計値表に掲載された平均値
の単利回り（平成二十八年三月
月三日午前九時以前に訂正され
た場合には、訂正後の当該単利
利回り）とする。
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年三月七日

日当たるときは、その翌営業
日に支払う（償還期限について
同じ。）。
発行対象国債の額面金額×各発
行対象国債の利率／100×1／2

（（利 第四付 六十年 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十年 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十 十五	日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十三	日年平 九成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 月二五 月十六 二十六	十年平 日十成 月二五 月十五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	九平 月成 二五 月十 二十 日年	日年平 三成 月四 二十九
円二 百 八十 億	億三 百 七十 二	円百 八 十五 億	十七 億 円	二十 七 億 円	円二 百 十九 億	十 億 円	二十 億 円	七 億 円	百 三 億 円	五 十 九 億 円	円二 百 五十 億	円百 九 十七 億

（利付 第四十 回年庫 ）債 券	一 ・ 七 %	平 三 成 六 月 二 十 六 日	五 百 四 億 円
------------------------------	------------------	---	-----------------------